

東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

東大和市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「6歳に達した日」の次に「の翌日」を加える。

第9条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、この条例による医療費の助成を受けた事由が第三者の行為によって生じた場合は、当該事由に係る事実、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第11条 対象者は、この条例による医療費の助成を受けた事由が第三者の行為によって生じた場合は、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1項を加える。

（助成費の返還等）

第12条 市長は、この条例による医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第9条第3項の規定による届出をしなかったとき（同項ただし書に規定する場合を除く。）。
- (3) 前条第1項の規定による譲渡をしなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定による通知をしなかったとき。

- 2 この条例による医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じた場合であって、当該事由について対象者が第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、その損害賠償額の限度において、当該対象者に医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第9条、第11条及び第12条の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。